

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年8月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険庁（当時）から一括の納付書が送付されてきたので、その納付書によりA銀行B支店で納付したので、未納期間は無いはずである。当時の年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を60歳到達時まで全て納付しており、その夫も60歳到達時までの保険料を全て納付していることから、夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の平成7年4月1日付けの国民年金第3号被保険者資格取得に係る入力処理日は、同年5月23日であることが確認できるところ、当該入力処理日が国民年金手帳記号番号の払出日となることから、申立期間の国民年金保険料については、払出日時点においては、過年度納付することが可能である。

さらに、日本年金機構C事務センターは、「過年度保険料の未納者については、毎年6月頃に納付可能な期間に係る納付書を送付していた。」と回答しているところ、過年度保険料となる申立期間直後の平成6年9月から7年3月までについては納付済みであることが確認できる。

加えて、申立人は、「D共済組合の組合員資格を喪失（平成5年4月1日）し、平成7年4月1日から国民年金第3号被保険者となった後に、社会保険庁から送付されてきた納付書により、同年7月か同年8月の初め頃、手元にあった30万円の中から、納付すべき国民年金保険料20数万円を夫に手渡し、自宅近くのA銀行B支店において夫が納付してくれた。」と供述しており、申立人の

国民年金保険料を納付したとする夫も、「平成7年7月か同年8月の初め頃、仕事の休みの日（平日）に、妻の国民年金保険料20数万円をB支店において納付した。」と証言しているところ、当該納付したと主張する金額は、当該納付したとする時点において時効経過前であった平成5年6月から7年3月までの期間に係る国民年金保険料額とおおむね一致している。

一方、申立期間のうち、平成5年4月及び同年5月に係る保険料については、当該納付したとする時点では、上記のとおり時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から6年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年3月1日まで

私は、平成8年12月末日に、B事業所を退職し、雇用保険の失業給付を受けることなく、9年1月からA事業所で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年3月1日となっていることに納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する「平成9年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成9年分給与支払報告書（個人別明細書）」並びに雇用保険の記録から、申立人は、平成9年1月1日から同事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「平成9年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」における保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の平成9年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間⑤のうち、平成3年5月から同年9月までを50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年8月1日まで
② 昭和53年10月1日から54年9月1日まで
③ 昭和60年10月1日から63年10月1日まで
④ 平成1年10月1日から2年10月1日まで
⑤ 平成3年4月1日から同年10月1日まで
⑥ 平成6年11月1日から8年10月1日まで

申立期間①、②について、それぞれ年収が増加しているにもかかわらず、標準報酬月額が下がっている。

申立期間③、④、⑤について、年収が前年に比べて増加しているにもかかわらず、標準報酬月額が前年と同水準となっている。

申立期間⑥について、少額ではあるが年収が増加しており、平成6年11月に標準報酬月額の上限が53万円から59万円に改正されたにもかかわらず、標準報酬月額が53万円のままになっている。

いずれの期間も不自然なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間⑤のうち、平成3年5月1日から同年10月1日までの期間について、A事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人の報酬月額（50万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（53万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（47万円）より高額であることが確認できる。

したがって、平成3年5月1日から同年10月1日までの標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額から、50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により53万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を申立人の給与から控除したこと、及び正しい標準報酬月額に見合う保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額（50万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間については、所得税源泉徴収簿により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、所得税源泉徴収簿に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①、②、③、④及び⑥について、所得税源泉徴収簿及び申立人から提出された給与所得源泉徴収票により、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額又は同額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ低額又は同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

滋賀厚生年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 8 月 25 日まで

私は、花嫁修業のため会社を退職し、昭和 21 年 11 月 * 日に結婚（戸籍上は、昭和 22 年 2 月 * 日婚姻）した。脱退手当金が支給されたとする 23 年 11 月 9 日は、結婚後既に 2 年を経過している上、会社や社会保険事務所（当時）で脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 年 2 か月後の昭和 23 年 11 月 9 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の氏名は旧姓で管理されていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 22 年 2 月 * 日に婚姻（戸籍上）し、改姓しており、婚姻から約 1 年 8 か月後に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和23年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年8月1日まで

国(厚生労働省)の記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年4月1日となっているが、23年7月末日までは継続して勤務していたので、資格喪失日を同年8月1日と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が昭和19年6月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年4月1日に同社における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る被保険者資格の取得日の記載はあるものの、喪失日の記載は無い上、資格喪失後の昭和23年8月1日における標準報酬月額の改定の記載が確認できることから、少なくとも同年8月1日までは、同社において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、A社における被保険者記号番号とは異なる被保険者記号番号で管理された申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、B社における被保険者資格を昭和23年8月1日に取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)における申立人に係る厚生年金保険の記録管理が不適切であったものと認められることから、申立

人に係るA社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を、昭和23年8月1日に訂正することが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 1163

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和55年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月21日から同年3月21日まで

A社B工場から同社C工場へ転勤したのは、昭和55年3月21日であるのに、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年2月21日となっている。途中で退職したことは無く、継続して勤務していたので、資格喪失日の記録を同年3月21日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場から提出された労働者名簿の「人事辞令」欄から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和55年3月21日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、D健康保険組合が保管する健康保険被保険者資格喪失届によると、申立人のA社B工場における被保険者資格の喪失日が、当初、昭和55年3月22日と記載されていたが、当該日付を二重線で抹消し、同年3月21日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係るA社B工場の厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格喪失日は、当初、昭和55年3月22日と記録されていたものが、二重線でこれを抹消し、同年2月21日に訂正されている。

このことについて、A社B工場を管轄する年金事務所は、「社会保険事務所が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和55年3月21日に

訂正すべきところを、誤って同年2月21日として処理した可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和55年3月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和55年1月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与に係る賃金台帳により、申立人に対し、平成18年4月28日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与に係る賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与に係る賃金台帳により、申立人に対し、平成18年4月28日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与に係る賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与に係る賃金台帳により、申立人に対し、平成18年4月28日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与に係る賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 28 日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与に係る賃金台帳により、申立人に対し、平成 18 年 4 月 28 日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与に係る賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 28 日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与に係る賃金台帳により、申立人に対し、平成 18 年 4 月 28 日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与に係る賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月28日

A社において申立期間に支払われた賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与に係る賃金台帳により、申立人に対し、平成18年4月28日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与に係る賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月

私自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付をしていないが、父が全てしてくれた。その父に確認したところ、「社会保険事務所（当時）の担当者の指導どおりに加入手続や納付をしたのに申立期間の保険料が未納になるわけがない。」と言っている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとするその父親は、保険料の納付場所をA銀行としていることから、当該銀行の申立人の父親名義の預金口座に係る平成15年8月30日から16年4月末日までの取引明細書の出金記録を確認したところ、「2003.11.26、66,070、ヒキダシ」の記録があり、この引出金額及び引出日は、納付済期間としてオンライン記録に記録されている15年11月から16年3月までの前納による保険料及び納付日と一致するが、申立期間の保険料の支払に該当する記録は見当たらない。

また、B年金事務所に、金融機関で保険料を納付した場合に保管される「領収（納付委託）済通知書」について照会したところ、平成15年11月26日にA銀行C支店で領収された前述の同年11月から16年3月までの前納保険料に該当する6万6,070円の通知書は確認できたが、申立期間である15年10月の通知書は確認できなかった。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月頃から 32 年 4 月頃まで
申立期間については、A事業所で働いていた。社員旅行でBやCへ行った時の記念写真を所持しており、当時の同僚の名前も記憶している。勤務していたことは間違いないのに厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社員旅行の写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人の厚生年金保険の加入については、当時の資料等が残っていないため不明である。」と回答しており、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同事業所に勤務した時点で既に勤務していたとする同僚3人及び同時期に入社したとする同僚1人の被保険者資格の取得日は、いずれも申立期間後の昭和32年5月1日であり、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、及び複数の元従業員の供述から、申立期間当時、事業主は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

申立期間、A社でBとして勤務していた。給与は固定給で25万円から30万円ほどあったが、記録では標準報酬月額が非常に低くなっている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社の給与支給額は25万円から30万円であった。」と主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立期間当時の事業主は、「資料が無いため確認できないが、届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと思う。」と回答している上に、オンライン記録においても、申立人の標準報酬月額と申立人以外の役員及び従業員の標準報酬月額とを比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1172 (事案 251 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 45 年 8 月から同年 12 月まで

申立期間①及び②は、船主(事業主)が違う二つのA船のB及びCに船員として乗船し、勤務していた。

一緒に乗船していた人の名前を思い出したので、再度調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、Bに乗船していたとして申立てを行ったが、申立人が乗船していたと考えられる船舶名は船員保険の適用事業所として見当たらないこと、申立期間②については、i) 申立ての船舶名(C)は船員保険の適用事業所として見当たらず、Dを所有するE社という適用事業所を確認できたが、既に適用事業所ではなくなっているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情を得ることができなかったこと、ii) 同社の元事業主等に照会したものの、申立人が申立期間において同社が所有する船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iii) 同社に係る申立期間の船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、被保険者証の番号にも欠番が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B及びCに乗船していた期間を当初の申立期間とは変更するとともに、B又はCと一緒に乗船した同僚の名前を思い出したことなどから、再申立てを行ったものである。

申立期間①について、今回の再申立てを踏まえ、再調査したところ、日本年金機構F事務センターから提出された船舶所有者別被保険者名簿及び船舶登

記簿謄本により、Gが所有する船舶として、Bが船員保険の適用事業所であったことが確認できた。

また、Bに関する申立人の供述が、同船舶に係る船舶登記簿謄本の記録（船舶名、船籍港、総トン数等）と一致していること、及び申立人が記憶する同僚の大半について、Gの所有する船舶での船員保険被保険者の記録が確認できることから、時期及び期間は特定できないが、申立人がBに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、Gが所有する船舶は、既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明なため、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認できなかった。

また、オンライン記録及び船員保険被保険者名簿により、船頭及び機関長であったと申立人が記憶する2人の同僚は、既に死亡していることが確認でき、申立期間当時、Gが所有する船舶において船員保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、所在が確認できた14人に照会したところ、回答が得られた8人全員が申立人を知らないと供述していることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、回答が得られた者のうちの1人は、「事業主は、20歳以上の者のみを船員保険に加入させていたとのうわさを聞いた。」と供述しており、また、他の複数の者は、「Bのことは分からないが、他の船では、乗船期間が短い者の場合は、船員保険に加入させていなかったとのうわさを聞いた。」と供述しており、申立人が名前を挙げた同僚のうち、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない者がみられることから、事業主は、当時、必ずしも船員保険加入対象者全員を乗船時から船員保険に加入させていなかったことが考えられる。

申立期間②について、今回の再申立てを踏まえて、再調査したところ、日本年金機構E事務センターから提出された船舶所有者別被保険者名簿及び船舶登記簿謄本により、E社が所有する船舶として、Cが船員保険の適用事業所であったことが確認できた。

また、Cに関する申立人の供述が、同船舶に係る船舶登記簿謄本の記録（船舶名、船籍港、総トン数等）と一致していること、及び申立人が記憶する同僚の大半について、E社の所有する船舶での船員保険被保険者の記録が確認できることから、時期及び期間は特定できないが、申立人がCに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、E社が所有する船舶は、既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会しても申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料は廃棄しており、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認できなかった。

また、今回の再申立てに当たり、申立人が思い出したCと一緒に乗船してい

た同僚の名前は、前回の申立て時に聴取した者と同じである。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚に対し改めて照会を行ったが、回答が得られなかったため、申立期間における申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。